北杜市立小淵沢中学校
いじめ防止基本方針

平成25年12月

（最終改定　平成31年　1月）

北杜市立小淵沢中学校

はじめに

子供の健やかな成長は，社会全体の切なる願いであり，これから社会に巣立つ子供たちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは，私たち大人の重大な責務です。

しかし，いじめや暴力等により，子供の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており，社会問題となっています。

このような中，平成２５年６月２８日「いじめ防止対策推進法」（以下，「法」という。）が公布され，同年９月２８日に施行されました。

この法は，いじめの防止等のための対策に関し，国，地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や，基本となる事項を定めたものであります。

また，法第１１条において，文部科学大臣が，いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け，平成２５年１０月１１日，国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

「小淵沢中学校いじめ防止基本方針」は，これまでのいじめ防止等の取組みに加え，いじめ問題への対策を社会総がかりで進め，学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り，いじめの防止，早期発見，いじめへの対処等をより実効的に進めるために，国の基本的な方針及び山梨県の地方いじめ防止基本方針を参酌し，法により新たに規定された，基本方針の策定，いじめへの組織的な対応，重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし，いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

１　いじめの定義

「いじめ」とは，本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当する否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報のうえ，警察と連携した対応を取ることが必要である。

〇具体的ないじめの態様（例）
・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
・仲間はずれ，集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる

２　いじめに関する基本的認識

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

一方，いじめは加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

３　いじめの防止等に関する基本的考え方

（１）いじめの防止

・教育活動全体を通じ，全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
・児童生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む。
・全ての生徒が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをしていく。
・いじめの問題への取組の重要性について，地域，家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

（２）いじめの早期発見

・いじめは，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
・いじめの早期発見のため，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに，地域，家庭と連携して児童生徒を見守る。

（３）いじめへの対処

・いじめがあることが確認された場合，直ちに，いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し，いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
・家庭や市教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ，関係機関との連携し，対応する。
・教職員は平素より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，理解を深めておく。また，学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を構築する。

（４）地域や家庭との連携について

・いじめを認知したら，関係の生徒や家庭間での解決を図るだけでなく，事案によっては，ＰＴＡや地域の関係機関と協議する。その場合，解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに，個人情報やプライバシーの問題も含め，慎重に対応する。
・保護者，各家庭において，家庭の温かな人間関係の中で，生徒等がいじめを行わないように，規範意識を養うための指導を行うよう啓発活動を行う。
・日頃からいじめ防止等について理解を深めるとともに，生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

（５）関係機関との連携について

・いじめの問題への対応においては，学校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，医療機関，地方法務局，県教育委員会，市関係部局等）との適切な連携が必要であり，平素から，関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておく。

４　いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を置くものとする。（法第 22 条）

いじめに対しては，学校が組織的に対応することが必要であること，また必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

○学校内の組織

①「生徒指導部会・企画運営委員会」

・構成員　　校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭など

・取組内容　生徒指導面での現状や指導方針などについての情報交換や共通理解。いじめに対する情報交換・実態調査

・開催　　原則週１回

②「いじめ防止対策委員会」

・構成員　　校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭，学級担任及び担当学年職員，ＳＣ（スクールカウンセラー）など必要に応じて柔軟に対応

・取組内容　実態調査と対応策の検討，対応，事後の経過調査など

・開催　　原則学期に１回以上

③教育相談

ＳＣやＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）を積極的に活用する。また，部活動休養日（原則土・日のどちらか１日。月曜日は部活なし。）を設定するなど，教職員の業務の見直しを図り，いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

○家庭や地域・関係機関と連携した組織

①「緊急生徒指導委員会」

・構成員　　（１）校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・ＳＣ・ＰＴＡ会長・学校評議員

（２）必要時応じて（北杜警察署・主任児童委員・ＰＴＡ本部役員・市教育委員会指導主事・児童相談所など）

・取組内容　緊急に生徒指導上の問題が発生したときは，その場で適切な措置をとると共に【生徒指導主事】（教頭）に報告→校長に報告→必要に応じて【緊急生徒指導委員会】の開催

【いじめ防止対策委員会の役割】

○組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には，学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

○いじめの相談・通報の窓口となる。

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり，当該組織が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて，当該組織に集められた情報は，個別の児童生徒ごとなどに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

○学校基本方針の策定や見直し，学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめの防止等の取組について　ＰＤＣＡサイクルで検証を担う。

○法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について，学校がその調査を行う場合は，この組織を母体としつつ，当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

５　いじめ防止等に関する取り組み

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ，全ての生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また，未然防止の基本は，生徒が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校は生徒に対して，傍観者とならず，いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては，生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することによりいじめに正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。その際，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに，発達障害を含む障害のある生徒，海外から帰国した生徒や外国人の生徒，国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒，性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒，東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め，学校として特に配慮が必要な生徒については，日常的に，当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

また，インターネットやＳＮＳの普及により，インターネット上のいじめが顕在化してきていることを鑑み，インターネット上のいじめは，匿名性が高く，一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校，家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して，対策を考慮する。具体的には，生徒に対して，インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪，民事上の損害賠償請求の対象となり得る等，重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を行う。インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と，それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに，状況に応じて関係機関との連携を図る。

加えて，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに，教職員の言動が，児童生徒を傷つけたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知することが必要である。

このため，日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて，定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。

【早期発見のための具体的な手立て】

①アンケート調査　②生活ノート　③二者懇談，三者懇談，家庭訪問　④教育相談　⑤日々の観察
⑥保健室の様子　⑦本人からの相談　⑧友人からの相談　⑨保護者からの相談　⑩地域からの相談

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害生徒を守り通すとともに，加害生徒に対しては，当該生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態

度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

イ　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては，いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。

６　重大事態への対処

いじめの重大事態については，本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月）文部科学省」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア　調査を要する重大事態の例

○いじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
・不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とするが，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合も重大事態と捉える。

○生徒や保護者から，いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
・生徒や保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ　重大事態の報告

重大事態が発生した場合，市教育委員会へ事態発生について報告する。

ウ　調査を行う組織

いじめ防止対策委員会において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から，実情に応じて，平時から設置しておくことができる。

エ　事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，

いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実を速やかに調査する。

〇いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

・いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに，在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際，個別事案が広く明らかになり，被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。

・調査による事実関係の確認とともに，いじめた生徒への指導を行い，いじめ行為を抑止する。

・いじめられた生徒に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活への復帰や学習への支援等をする。

〇いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院や死亡の場合）

・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。

・調査方法は，原則として，在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

〇いじめられた生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施する。その調査においては，亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し，再発防止策を構ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，その在り方について以下の事項に留意の上，「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

・遺族が，当該生徒を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

・在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。

・遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。

・背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，専門的知識及び経験を有する者の援助を求め，客観的かつ，総合的に分析評価を行うよう努める。

・調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

・学校が調査を行う場合においては，市教育委員会は，情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

・情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要である。なお，亡くなった児童生徒の尊厳の保持や，子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

カ　その他留意事項

重大事態が発生した場合に，関係のあった生徒が深く傷つき，学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり，時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は，生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに，予断のない一貫した情報発信，個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア　調査結果を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して，事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査により明らかになった事実関係について，いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては，他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

イ　調査結果の報告

調査結果については，市教育委員会へ報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて，いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添えて市教育委員会に報告する。

【別表】北杜市立小淵沢中学校　いじめ防止指導計画（未然防止・早期発見のための取り組み）

〔いじめ防止指導　重点目標〕

○いじめの未然防止や早期のために，学校全体で組織的，計画的に取り組む。

年度当初に年間の計画を確認し合うとともに，組織体制を整える。

月	会議	防止対策	早期発見	道徳・特別活動
4	生徒指導・運営委員会（毎週１回）	学級つくり		法やきまり，権利と義務
5	いじめ対策委員会① 学年 PTA で啓発	各学年行事を通して人間関係つくり	三者懇談① 善行・心配事アンケート①	集団生活の向上
6	事案発生時対策会議		善行・心配事アンケート②	勤労の尊さ
7		ネット犯罪防止教室の実施	三者懇談② 保護者・生徒アンケートの実施①	公徳心，社会連帯
8	夏季教職員研修	学園祭を通しての人間関係つくり		郷土愛
9	事案発生時対策会議		善行・心配事アンケート③	愛国心，伝統と文化
10		強歩大会・合唱発表会を通しての人間関係つくり	善行・心配事アンケート④	国際理解
11	いじめ対策委員会②			克己と強い意志
12			善行・心配事アンケート⑤ 三者懇談③	
1		人権作文 人権教室	善行・心配事アンケート⑥	愛校心
2	学年 PTA で啓発	3 年生を送る会を通しての人間関係つくり		
3	いじめ対策委員会③		保護者・生徒アンケートの実施②	